**平成２１年（フ）第１７０７号**
さいたま市見沼区東大宮３丁目５番地１　ＲＣ６―206
債務者　金澤　良男
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２１年（フ）第１７９１号**
さいたま市南区根岸２丁目10番24号　みどり荘101
債務者　川原　　洋
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２１年（フ）第１８１２号**
埼玉県川口市芝富士１丁目16番24号
債務者　小島　清子
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２１年（フ）第６１７号**
長崎県長崎市田中町79番地16　県営住宅東望団地１－３棟508号、旧住所長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷1110番地１―401号
債務者　松尾　　崇（旧姓青木）
1　決定年月日時　平成22年１月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで長崎地方裁判所民事部破産係

**平成２１年（フ）第６３２号**
長崎県長崎市多以良町596番地53
債務者　吉田　義幸
1　決定年月日時　平成22年１月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで長崎地方裁判所民事部破産係

**平成２１年（フ）第６３９号**
長崎県長崎市太田尾町1386番地
債務者　柿山智恵子
1　決定年月日時　平成22年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで長崎地方裁判所民事部破産係

**平成２１年（フ）第７０２号**
長崎県長崎市石神町32番21号　坂井義則方、住民票上の住所長崎県西彼杵郡長与町高田郷151番地83―205号
債務者　春田　幸世
1　決定年月日時　平成22年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで長崎地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第１号**
長崎県長崎市星取２丁目７番30号　福田アパート202号
債務者　大﨑　幸広
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで長崎地方裁判所民事部破産係

**平成２１年（フ）第３４６４号**
札幌市豊平区豊平４条３丁目４番20号　小泉マンション２Ｆ
債務者　大村　玲子
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで札幌地方裁判所民事第４部

**平成２１年（フ）第３５７９号**
札幌市白石区川下１条６丁目２番２―210号
債務者　江向　清美
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで札幌地方裁判所民事第４部

**平成２１年（フ）第３７０２号**
札幌市南区真駒内409番地
債務者　本間由香里
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで札幌地方裁判所民事第４部

**平成２１年（フ）第３７４４号**
札幌市白石区東札幌１条４丁目３番17号　プラタナスＥＡＳＴ―103号
債務者　藤谷　学人
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで札幌地方裁判所民事第４部

**平成２１年（フ）第３９２３号**
札幌市西区平和２条８丁目９番１―505号
債務者　吉田　令子（旧姓畠山・田中）
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで札幌地方裁判所民事第４部

**平成２１年（フ）第３９３３号**
札幌市白石区東札幌１条４丁目３番17号　プラタナスＥＡＳＴ―103号
債務者　藤谷　幸子（旧姓西尾）
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで札幌地方裁判所民事第４部

**平成２１年（フ）第３９５８号**
札幌市清田区美しが丘２条10丁目１番８号
債務者　佐藤　裕治
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで札幌地方裁判所民事第４部

**平成２１年（フ）第３９７０号**
札幌市南区真駒内緑町３丁目４番１―305号
債務者　八鍬　　清
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで札幌地方裁判所民事第４部

**平成２１年（フ）第４００３号**
札幌市北区拓北６条３丁目７番21号
債務者　竹本　一美
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで札幌地方裁判所民事第４部

**平成２１年（フ）第４０２５号**
北海道江別市野幌町35番地の６　太陽ビル303
債務者　木皿　浩司
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで札幌地方裁判所民事第４部